

令和 8 年 3 月 17 日 こども家庭局長決定

## 神戸市児童自立生活援助事業 I 型（自立援助ホーム）設置指導要綱

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 本要綱（以下「設置要綱」という。）は、神戸市が所管する地域内における児童自立生活援助事業 I 型（以下「自立援助ホーム」という。）の設置手続等について定めるものである。

#### （定義）

第 2 条 実施要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自立援助ホーム

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 36 条の 4 の 2 第 1 項第 1 号に規定する児童自立生活援助事業所 I 型をいう。

(2) 設置希望者

自立援助ホームを設置しようとする者をいう。

#### （設置および運営主体）

第 3 条 自立援助ホームの設置および運営主体（以下「設置者」という。）は、市長が適当と認めた児童福祉事業の経験と能力を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人等とする。

### 第 2 章 事前協議等

#### （事前協議）

第 4 条 設置希望者は、事業開始希望日の 6 か月前又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条又は第 43 条の規定による開発許可又は建築許可の申請前（開発許可対象外の場合については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の規定による建築確認の申請前）のいずれか早い日までに、事前協議を市こども家庭局家庭支援課長（以下、「家庭支援課長」という。）に行うものとする。

#### （事前協議手続）

第 5 条 設置希望者は、「自立援助ホーム設置計画事前協議書」（様式第 1 号。以下「事前協議書」という。）により、家庭支援課長あて設置計画の詳細についての協議を行うものとする。

- 2 家庭支援課長は、事前協議書の内容を審査し、開設予定地を確認した結果、当該協議に係る施設の設置計画が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び施行規則、各種実施要綱等に定める規定に適合していると認められたときは、事業実施希望者に対して「事前協議済書」（様式第 2 号）を交付するものとする。
- 3 設置希望者は、事前協議済書を受領した後に開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。

#### （工事の着工届等）

**第 6 条** 設置希望者は、工事を着工しようとするときは、あらかじめ、建設工事工程表及び建築確認済証を添付して「工事着工届」（様式第 3 号）を家庭支援課長に提出するものとする。

- 2 設置希望者は、前条の事前協議済書の交付前及び工事着工届の提出前に工事を着工してはならない。

なお、提出前に工事を着工した場合、設置希望者は速やかに事前協議書または工事着工届を提出するとともに、家庭支援課長の指導に従って手続きを進めるものとする。

### 第 3 章 届出等

#### （事業開始届）

**第 7 条** 設置希望者は、事業開始 2 か月前までに「自立援助ホーム開始届」（様式 4）により、法第 34 条の 4 第 1 項の規定による市への届出を行わなければならない。

- 2 前項の届出の提出があった場合、市は、内容を審査した結果、法令等に定める規定に適合していると認められた場合は、受理することとする。
- 3 市は、前項の受理をしたときは、「受理書」（様式第 7 号）を設置希望者に交付するものとする。

#### （事業変更届）

**第 8 条** 設置希望者又は設置者は、第 6 条第 1 項の届出の内容に変更が生じたときは、変更の日から 1 か月以内に、法第 34 条の 4 第 2 項の規定による「自立援助ホーム変更届」（様式第 5 号）を市に提出しなければならない。

#### （廃止届等）

**第 9 条** 事業実施希望者又は設置者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに、法第 34 条の 4 第 3 項の規定による「自立援助ホーム廃止（休止）届」（様式第 6 号）を市に提出しなければならない。

- 2 前項の届出を提出するまでに、児童相談所等と調整し、現に入所している者の不利益とならないよう次の支援先を確保すること。

## 第4章 指導等

### (設置希望者に対する助言等)

第10条 市は、設置希望者から提出のあった事前協議書及び事業開始届等の内容を審査した結果、運営内容等に疑義等が生じた場合は、設置希望者に対して、適切な運営のために必要な助言等を行うこととする。

2 前項により、助言等を受けた設置希望者は、市の助言等に対して適切な対応を行うものとする。

### (設置者に対する指導等)

第11条 市は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、法第34条の5第1項に基づき、設置者に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することとする。

2 前項により、設置者の運営に問題があると認められる場合、市は、設置者に対して書面で指導することとし、設置者はその指導に対して、市が定める期日までに改善内容を書面で報告しなければならない。

3 前項に対して、設置者は市がやむを得ないと認める場合を除き、指導に対して改善を行わなければならない。

### (勧告・命令・不利益処分等)

第12条 前条第1項から第3項により、その運営方法等に問題があると判断した場合は、市は設置者に対して、期限を定めて改善するよう勧告または命令することとする。

2 設置者が、法令等に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、もしくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、その違反行為等が重大であると判断した場合は、新規入所者の受入制限又は事業停止を命ずることとする。

3 前項に関わらず、必要と認めた場合は、市は設置者に対し、事業の廃止を勧告することとする。

## 附 則

1 この要綱は、令和8年3月17日から施行する。